

「令和3年度 福岡市基本計画に係る実施状況の報告(案)」についての総合計画審議会委員からのご意見に対する回答

関係施策	意見要旨	対応の方向性
総論	資料7(地方創生関連交付金事業の概要)と資料8(地方創生関連交付金事業の実施状況)の内容はほぼ重複している。それぞれの事業について、具体的な成果に関する説明が望まれる。	内容の重複について資料の統合を検討するとともに、具体的な成果をお示しできるように改善に努めてまいります。
総論	コロナ危機や気候危機、ジェンダー平等などの課題は、現基本計画ではほとんど視野に入っていないものである。広く市民の意見を聴聞し、討論する機会を設けるなど、時間をかけて見直しをするべきである。	次期基本計画については、現行の第9次基本計画と同様、多くの市民の皆様のご意見を伺いながら策定してまいります。
施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成	学びの保障や機会に関して、必ずしも順調に進んでいない状況も見られるが、コロナ禍にあって、教育のサポートなど適切な対応がとられていると考えられる。	引き続き、新型コロナウイルス感染症への対策を十分に講じ、子どもたちの安全と健康を守ることと学びの保障を両立させ、教育活動の充実に努めてまいります。
施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成	<p>教育体制の整備において、「児童の基本的な生活習慣の定着に効果があった」「児童の学習規律の定着に効果があった」とする学校の割合がいずれも令和2年度から令和3年度にかけて大きく減少している原因は何か。</p> <p>この施策は、令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた施策であり、その背景説明及び市の対策、その効果を別途しっかりとまとめて、将来の参考記録として残すべきである。</p> <p>また、コロナ禍で従来と異なる環境で教育を受けた生徒たちの今後の追跡調査も含めた経過の観察計画も重要であり、教育行政は教育委員会の所管で独立性が強いので、このような特別な配慮が特に重要だと考える。</p>	<p>「児童の基本的な生活習慣の定着に効果があった」「児童の学習規律の定着に効果があった」とする学校の割合の減少原因については、35人以下学級の暫定実施にあたり、少人数指導等を担う担任外教員の一部を担任に振り替えたことにより、一部教科担任制や少人数指導等が十分に実施できなかった学校が生じたことなどによるものと考えております。このような課題を踏まえて、令和4年度は、国の学級編制基準改定等による定数増のほか、市独自の非常勤講師を30人新たに配置し、体制充実を図っております。また、小中学校全学年での35人以下学級の実施については、その効果等をしっかりと検証・整理してまいります。</p> <p>児童生徒の生活習慣や学習状況等については、これまでも全国学力・学習状況調査や福岡市生活習慣・学習定着度調査の結果をもとに丁寧な把握に努めているところであり、引き続き取り組んでまいります。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>全国の自治体に先駆けて一人一台のPC配布を実現した事は、AI人材育成の意味においても重要だったと思う。その上で、ICTを活用した指導力の向上が課題であり、「福岡つながるクラウド」等のアプリが、先生や子ども達にとって使いやすいプログラムに成長していく必要がある。</p> <p>過渡期としては致し方ないのかもしれないが、紙とICTの両方で対応することで、結果的に先生の負担が増えてしまっている。事務や連絡等もICT化を推進し、学校のHPの積極的活用、電子ボードやソフト教材の拡充、スマホと連動できるプログラムの増加などにより、作業が簡略化され、学校運営や学びの場における利便性と先生の働き方改革とが両立できるのではないかと。迅速かつ柔軟な移行が大切であり、専門家を各学校に派遣し、問題解決をスムーズにできる制度や使い慣れたツールでの相談窓口があることで、先生のITスキルレベルに頼りすぎない学校運営ができるのではないかと。</p> <p>さらに、今まで事務処理に費やされてきた時間を本来の教育現場にさき、例えば、従来の学習以外のアクティブラーニングの拡充やお金教育、TEDのような講演会による外部講師の視聴の場を子ども達に提供することで、福岡市の子どもたちの可能性がさらに広がればと思う。</p>	<p>教員の指導力の向上等については、研究指定校による模範的な取組みをコンテンツ化し、福岡市の教員専用サイトから配信するなど、教職員の共通理解・実践を進めていくほか、教員用の動画マニュアルをサイトでいつでも視聴可能にして、教員が主体的に学べる環境の充実を図っております。</p> <p>また、児童生徒1人ひとりの可能性を最大限に引き出せるよう、習熟度に応じて学習できるAIドリルや、協働学習のための教育アプリ等を活用するなど、1人1台端末の効果的な活用を図ってまいります。</p> <p>学校での事務負担軽減については、令和3年度より、教育委員会から学校に対し、学校だより等の保護者への配布物のデータ化の方法、遅刻欠席連絡の方法、保護者アンケートの実施方法、学校HPの活用などを案内することで、ICTを活用した事務負担軽減を図っております。</p> <p>今後も、学校へのヒアリング等とおして、教員間での情報共有など、学習以外でICTを活用している有効な事例を調査し、学校へ紹介していくことで、引き続き学校の事務負担軽減に努めてまいります。</p>
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>「ミニふくおか」の取組みは、とても興味深かつ楽しみである。イベントとして楽しみながら「働く」ことへの興味や社会の仕組みを知るきっかけになれば嬉しい。</p> <p>13、14歳くらいの子どもの対象に、より具体的にキャリアプランニングできる教育プログラムがあると良いと思う。より実践的に企業訪問、インターンシップや新人研修への参加など大人と同じプログラムを体験できれば、将来のキャリアプランを早くから思い描くことができ、進路計画を自らの基準で選ぶ力が身に付くのではないかと。</p>	<p>キャリア教育については、各中学校において「未来を切り拓くワークショップ」等を実施し、職業的・社会的自立の基礎となる資質・能力の育成を図っております。</p> <p>今後も、様々な機関と連携しながら、将来を担う人材を育成する場や機会の提供に取り組んでまいります。</p>
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>全国一斉学力テスト(全国学力・学習状況調査)や福岡市生活習慣・学習定着度調査は教員の負担を増大させ、子どもの精神的なストレスになっている。全国一斉学力テストの中止を国に求めるとともに、福岡市生活習慣・学習定着度調査はやめるべきである。</p>	<p>福岡市生活習慣・学習定着度調査については、調査をもとに成果と課題を明らかにし、各学校がさらに取組みの改善を図りながら、学力の課題解決に向けた効果的・重点的な取組みを行っております。</p> <p>また、全国学力・学習状況調査については、児童生徒の学力の実態把握と授業改善のために、全小・中学校の参加を継続してまいります。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>GIGAスクール構想は子どもの成長や発達を深く考えておらず、費用負担や安全面などでも課題がある。子どもの学習と健康を第一に考えたICT教育を進めていくべきである。また、ICTを使えば必ずいい授業になるわけではなく、教員の得手不得手もあるため、かえって授業の質が落ちかねない。一律の使用方法などの徹底を図ることはやめるべきである。</p> <p>子どもの個人情報の保護も課題であり、保護されるべき個人情報の流出を防ぐ有効な手立てを国に求めるべきである。</p> <p>コロナ対策に加え、ICT導入の実務まで教員の負担とならないようICT支援員は各学校に一人ずつ配置するべきである。</p> <p>今後の方向性ではICT環境を最大限に活用して「協働的な学習の充実を図る」と記載されているが、協働的な学習を行うためには教員の教授の自由と20～30人程度の少人数学級が必要である。</p>	<p>ICTを活用した学習については、端末を効果的に活用し、児童生徒が共に学び合う協働的な一斉学習や、AIドリルや福岡TSUNAGARU Cloudの学習動画を活用した学習を行うことにより、個々の習熟度に応じた学習を進めております。今後も1人1台端末を活用し、これまで培ってきた教育実践にICTを組み合わせ、児童生徒1人ひとりの可能性を最大限に引き出す学びの実現に努めてまいります。</p> <p>個人情報の取扱いについては、教員が取り組み状況を把握することで指導において活用するための学習ログ等のデータのみを蓄積し、個人が特定されるものにならないよう、運用を徹底してまいります。</p> <p>ICT支援員については、現在各学校に月2回の派遣を行っており、加えて、常時、電話相談が可能な「ヘルプデスク」を設置するなど、学校のICT活用の支援を行っております。</p> <p>35人を下回る少人数学級については、教職員定数の充実について、今後とも国に要望してまいります。</p>
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>小中学校全学年での35人以下学級が令和4年度から本格実施されているが、教員の長時間・過重労働が常態化している。非常勤職員を配置して対応しているが、長時間・過密労働は解消されていない。35人以下学級の効果を生み出すためにも正規職員の大幅な採用増を図るべきである。</p>	<p>正規教員の採用については、質の確保や志願者の開拓などにしっかりと取り組みながら、児童生徒数の推計や退職予定者数などを踏まえ、必要な人数を適切に採用してまいります。</p> <p>また、教職員定数の充実について、今後とも国に要望してまいります。</p>
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>特別支援教育については、高い専門性を持つ正規職員を大幅に増やす必要があり、目標数や期日を明確にするべきである。また、市立特別支援学校は8校しかなく、児童・生徒が安心して身近な地域で通学できるよう学校・学級を増設するとともに、国の設置基準を踏まえ、既存校の面積基準未充足の解消や図書室の設置等、速やかに整備することが求められる。</p> <p>市内小中学校のうち、自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置している学校は9.8%しかなく、当該障がいを持つ児童生徒が地元の小中学校に安心して通うことができない状況になっている。すべての小中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置するとともにLD・ADHD等指導教室を増設するべきである。</p> <p>また、さまざまな事情から支援が必要な子どもの教育に必要な通級指導教室についても身近なところに通えるように増設するべきである。</p>	<p>特別支援教育に係る正規教員については、その専門性を考慮し、平成14年度から、特別支援学校教諭の採用区分を設け、教員採用試験を実施しており、引き続き計画的な採用を行ってまいります。また、特別支援教育について学ぶ研修について、充実に努めてまいります。</p> <p>特別支援学校の整備については、設置義務のある福岡県に対して、福岡市内への県立特別支援学校の設置を要望するとともに、国の設置基準や障がいのある児童生徒数の推移などを踏まえ、特別支援教育の充実に必要な施設整備について検討してまいります。さらに、特別支援学校卒業生の就労率の向上を目指し、就労支援に特化した特別支援学校高等部を2校新設し、障がいのある生徒の自立支援を強化してまいります。</p> <p>自閉症などの障がいのある児童生徒の支援体制については、障がいの特性に応じた質の高い教育を行うため、拠点となる学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置しております。また、各学校に校内支援委員会を設置し、学校長、特別支援教育コーディネーターを中心として組織的に取り組む体制づくりを行うとともに、特別支援連携協議会を開催し、学校間や関係機関との情報共有などを行っております。</p> <p>自閉症・情緒障がい特別支援学級の整備については、対象となる児童生徒数の増減及び居住地等の実態を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>通級指導教室の整備については、対象児童生徒数に応じて適切に設置してまいります。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>部活動は本来生徒の自主的な活動であり、部活動への強制は行わないとともに、「顧問＝教員」とする基本的な指導のあり方の見直しを検討するべきである。部活動ガイドラインを徹底するとともに、教員の負担を減らすため、部活動支援員や部活動指導員などのさらなる増員を図るべきである。</p>	<p>部活動については、「福岡市立中学校における部活動指導のガイドライン」や、「福岡市立高等学校における部活動指導のガイドライン」に基づき、適切に実施することとしており、各学校で徹底するよう指導しております。</p> <p>また、部活動の顧問については、学校内の協議により決定しております。なお、平成30年度から、単独での指導や大会への引率ができる部活動指導員Aを、令和2年度から、小規模の部活動が大会に参加する際に教員に代わって監督業務を行う部活動指導員Bを配置するとともに、令和3年度からは引率もできるように業務を拡大しております。</p>
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>第2次福岡市教育振興基本計画は、コロナ禍で新たな不安とストレスをため込んだ子どもたちの実態にあわせて手厚く、柔軟な教育の実現を目指し、一人ひとりの子どもの発達と人格の完成を土台に据えたものに見直すべきである。</p> <p>「アントレプレナーシップ教育」は、特定の立場だけを美化する起業家教育でありやめるべきである。</p>	<p>「第2次福岡市教育振興基本計画」は、福岡市の教育の大きな方向性を示す基本的な計画として策定しており、めざす子ども像や重視する教育の方法、推進すべき施策を定めております。本計画で掲げるめざす子ども像「やさしさとたくましさを持ち ともに学び未来を創り出す子ども」の実現に向け、確かな学力の向上をはじめとした17の施策を、引き続き推進してまいります。</p> <p>また、アントレプレナーシップ教育など様々な教育施策については、福岡市の子どもたちの学力をはじめ、これからの社会を生き抜く力を身につけさせるために実施しており、今後も推進してまいります。</p>
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>いじめ問題については、学校及び教育委員会が対応を後回しにせず、施策に位置づけて取り組むべきである。</p> <p>本市の不登校児童生徒は年々増加しており、多様な場への公的支援を拡充する方向での強化が求められている。また、フリースクールなど学校以外の様々な学びの場を認め、公的支援を強め、学校と同等の支援を行うべきである。さらに「民間施設についてのガイドライン」を見直し、すべてのフリースクールに通う子どもを学校の出席扱いにするべきである。</p>	<p>いじめ問題への対応については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止基本方針や各学校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、いじめの関係児童生徒へのケアや相談体制の整備、重大事態における被害者への情報提供などを行うこととしております。</p> <p>また、不登校児童生徒への公的支援については、これまで、はまかぜ学級、まつ風学級に加え、すまいる学級を2か所、適応指導教室として開設しており、運営の充実を図っております。</p> <p>また、フリースクールについては、国のガイドラインを基に、教育委員会が作成した「民間施設についてのガイドライン」に基づき、学校長が、適切な相談・指導を受けていると判断した児童生徒については、出席扱いにするなどの対応を行っております。</p>
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>増加している過大規模校の解消のため、用地取得を行い、分離・新設をするべきである。過大規模校が増加している原因は人口流入を推し進めているためであり、都心部での学校用地の確保は困難で、プレハブや校舎増築の対応により運動場面積の縮小など教育環境が悪化している。教育委員会の責任で、開発行為を抑制する仕組みを明記した条例制定などを行うべきである。</p>	<p>過大規模校への対応については、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、児童生徒数の推移や住宅開発の動向を注視しながら、適切に取り組んでまいります。</p> <p>また、民間企業の開発行為を学校教育の観点から規制をすることは様々な課題があり、困難であると考えておりますが、児童数の推移や住宅開発の動向を踏まえ、関係局と連携しながら適切な教育環境確保に努めてまいります。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>特別教室へのエアコン設置に続いて、相談室やPTA会議室などにも設置するべきである。また、緊急防災・減災事業費を活用するなどして、早急に体育館を断熱構造に整備するとともに、エアコンを設置するべきである。 現場の実態に応じて必要なトイレを増設するとともに、洋式化についても計画を大幅に前倒して進めるべきである。</p>	<p>相談室などへの空調整備については、必要性や優先順位等を総合的に判断していく必要があると考えております。 また、学校体育館への空調整備については、空調を想定した断熱構造になっていないこと、整備に多額の費用が見込まれることなどから、今後の検討課題であると考えております。 また、学校トイレの洋式化については、引き続き学校の実状なども踏まえ、計画的な改善に努めてまいります。</p>
<p>施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p>	<p>「○：概ね順調」と評価しているが、事業の進捗状況を見ると、複数の項目において、前年よりも数値が悪化、もしくは減少している状況が垣間見える。 また、成果指標の達成状況は、いずれも「B」となっている。新型コロナウイルス感染症の影響で判断しづらくなっている要素があることを踏まえた分析が記載されているが、判断しづらいことを踏まえ、過小評価する方がふさわしいのではないかと考えます。</p>	<p>「地域の遊び場や体験学習の場への評価」については、新型コロナウイルス感染症の影響で子どもの遊び場や体験機会が引き続き制限されたことにより、前年度に比べ減少していると考えられます。 また、一部の事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますが、学校教育活動に関する満足度の指標はいずれも増加しており、教育活動全体としては一定の評価が得られていると考えております。</p>
<p>施策 2-1 支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化</p>	<p>コロナ禍にあつて、地域活動への参加に制約がある中で、達成状況が初期の目標を下回っているのは止むを得ず、「やや遅れている」とは理解できる。</p>	<p>令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域活動自体が中止や縮小を余儀なくされていますが、その中でも、地域コミュニティが持つつながりや支え合いの大切さを広く市民と共有していくことが必要であると考えております。令和4年度から、「共創による地域コミュニティ活性化条例」を制定したところであり、地域コミュニティの魅力や役割を発信するとともに、活動しやすい環境づくりのためにコロナ下で工夫している活動事例を共有するなど、具体的な取り組みを推進してまいります。</p>
<p>施策 2-1 支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大による地域コミュニケーションの困難性という問題があったはずだが、報告書からはその影響が読み取れない。影響の有無や対応を記載すべきである。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響や対応について、報告書へ追記いたしました。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 2-1 支え合いの基盤となる 地域コミュニティの活性化</p>	<p>事業の進捗状況にある「地域コミュニティの活性化」の度合いを測る事業が3点であることについて、今後の工夫が必要ではないか。</p> <p>地域の特性に応じて、取り組みやすい活動が異なることから、コミュニティパーク事業の推進に限らず、防災についての取り組みや、子どもの見守りをはじめとする防犯活動、一人一花などの地域の環境美化活動、スポーツやイベント等を通じた交流活動など、地域コミュニティの現状がより明らかになる事業を切り口にしながら、進捗を図っていったらどうか。</p>	<p>各校区では、自治協議会共創補助金を活用しながら、地域の特性に応じた活動が行われております。校区ごとに課題や特色が異なるため、分野毎の実施状況で進捗を測ることは行っておりませんが、地域が主体的に活動できるように、関係部署とも連携しながら支援してまいります。</p> <p>また、地域コミュニティが持つつながりや支え合いの大切さを広く市民と共有していくことが必要であると考え、令和4年度から、「共創による地域コミュニティ活性化条例」を制定したところであります。</p> <p>今後とも、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進してまいります。</p>
<p>施策 2-1 支え合いの基盤となる 地域コミュニティの活性化</p>	<p>一校区一公民館のコミュニティ活動の拠点があるのは素晴らしいことであり、Wi-Fiも導入されつつあるが、使い方の問題で、固定化や担い手不足を招く一因となっている。</p> <p>コロナ禍にあって、「孤独を感じる人」などの割合が増え、社会問題化しており、近所にコミュニティ活動の場があるのに入りづらいと感じる市民が多数いる。図書館や自習室の入室制限などにより、学習やおしゃべりの場が減り、近くに公民館があるのに、遠くのファーストフード店に行かなければならない等がある。</p> <p>ここでも公民館のICT化が必要で、開かれた自由に活用しやすい公民館、情報発信力や使い勝手の向上、多様性のあるプログラム、敷居の低いカフェや催しの開催など、あらゆる立場の人たちが参加し、活用しやすいシステムづくりが必要である。また、祭りや賑わいの醸成、企画の担い手として、シニア層にどう地域に入ってきていただけるかが課題であるが、アラカンフェスタなどでの意識醸成も必要ではないか。</p> <p>エリアによっては、災害危機に対する意識向上を図ることで、地域住民の帰属意識を同時に向上できるのではないかと。自分の住んでいる地域には、どんな災害が考えられるのか、またコロナ禍のような未曾有の危機に触れた折、信用できる街の医療従事者はどこにいるのかなど、危機の時こそ地域に帰属することで安心して住み続けられると住民が思えることに、コミュニティの活性化の真意があるように思う。</p>	<p>公民館については、全館に整備したWi-Fi環境を活かし、動画配信やWEB会議サービスを活用した講座などを実施するとともに、令和4年度から、感染防止策を前提とした人数制限の緩和等を実施しております。今後とも、これまで公民館を利用していない人の利用を促進するきっかけづくり等と合わせて、実施方法の工夫等を行いながら、感染対策と事業推進の両立を図ってまいります。</p> <p>また、地域コミュニティが持つつながりや支え合いの大切さを広く市民と共有していくことが必要であると考えております。令和4年度から、「共創による地域コミュニティ活性化条例」を制定したところであり、関係部署とも連携しながら、地域コミュニティの魅力や役割を発信するなど、活性化に向けた取組みを推進してまいります。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 2-1 支え合いの基盤となる 地域コミュニティの活性化</p>	<p>地域活動への参加率低下は深刻な課題であり、その対応として条例を制定しているが、参加率の改善につながるかは懐疑的である。 まちづくりの基本点として、公助を明確に打ち出し、条例を見直すべきである。</p>	<p>地域コミュニティが持つつながりや支え合いの大切さを広く市民と共有していくことが必要であると考え、令和4年度から、「共創による地域コミュニティ活性化条例」を制定したところです。併せて、それぞれの特色を活かした地域づくりにより一層取り組んでいけるよう、地域支援体制の強化なども図ったところであり、今後とも、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進してまいります。</p>
<p>施策 2-1 支え合いの基盤となる 地域コミュニティの活性化</p>	<p>自治会・町内会においては後継者不足が深刻になっており、市から地域への協力依頼の多さが大きな要因となっている。このようなやり方を見直すとともに、自治協議会共創補助金の使途については、自治協議会が主体的に決定できるようにするべきである。</p>	<p>市から地域への依頼については、令和4年度から、地域への協力依頼に係る規則やガイドラインを制定しており、協力依頼などに係るルールを徹底することにより、地域の負担軽減を図ってまいります。 自治協議会共創補助金については、令和4年度から、交付要件を緩和するとともに、運営費に充てられる割合を引き上げ、使途の柔軟化を行っております。 今後とも、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進してまいります。</p>
<p>施策 3-7 日常生活の安全・安心の確保</p>	<p>消費者トラブルの未然防止に対する市民意識度が向上し、「概ね順調」と評価されているが、消費者講座の実施回数、消費生活サポーターの登録数、消費生活相談の減少を考えると、市民意識が高まっていると評価する材料に乏しいと感じられる。</p>	<p>消費者講座実施回数の減少は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座を自粛・中止せざるを得なかったことに起因するものです。消費生活サポーターについては、登録校区数は減少しておりますが、消費生活サポーター登録者数は、令和2年度701人から令和3年度712人に増加するとともに、事業者サポーター登録数も、令和2年度24事業者から令和3年度25事業者に増加しております。 当センターでは、消費者講座や相談のほかにも、公民館などへの各種啓発資料の配布、ホームページや市政だよりへの記事掲載、毎週の新聞コラム掲載、SNSを活用した情報発信などを実施しております。また、職員や消費生活相談員が会議に直接出向いて各区地域包括支援センターと情報交換・意見交換を行うなど、コロナ禍にあっても、地道な事業・活動も続けております。 今回の評価にあたっては、制約のある経済社会状況下でも各種事業・活動の実施を通じて、「消費者トラブル未然防止に対する市民意識度」が向上したものと判断されることから、総合的な評価は「概ね順調」としております。 今後とも、市民の消費者トラブル未然防止に向けた各種事業・活動の鋭意実施はもとより、成果指標を補完する指標の設定など、施策評価がさらに客観的でわかりやすいものとなるよう努めてまいります。</p>
<p>施策 3-7 日常生活の安全・安心の確保</p>	<p>感染症に強いまちづくりに関して、新型コロナウイルス感染症対策に関する統計資料(毎日の陽性者数の遷移や病床・宿泊療養施設の利用数、学校の学級閉鎖などの数の変移など)を参考資料として示した方が、より施策の意味が伝わると思う。将来への記録としても重要な資料となる。</p>	<p>参考資料として、「新規陽性者数推移(R2.2.20～R4.3.31)」及び「入院・宿泊療養者数の推移(R2.2.20～R4.3.31)」を追加いたしました。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 3-7 日常生活の安全・安心の確保</p>	<p>本市の消費生活センターは相談業務が委託され、行政担当職員との円滑なコミュニケーションができず、消費者安全法が求める消費生活センターにはなっていない。仕様書の見直しを行うとともに、消費生活センターの趣旨に立ち返り、市直営に戻すべきである。</p>	<p>消費生活相談業務については、その対応に豊富な経験と高い専門知識が必要とされることから、昭和48年度から専門の相談員を擁する団体に委託して実施しており、さらなる市民サービスの充実を図るため、委託事業者の提案協議方式による選定や、仕様書における月間応答率の導入などを実施しております。 今後とも、複雑・多様化する消費生活相談に十分かつ適切な対応ができるよう、相談員の資質の向上などを図ってまいります。</p>
<p>施策 3-7 日常生活の安全・安心の確保</p>	<p>新型コロナウイルス感染症については、依然として深刻な事態であり、PCR検査体制が不足して十分な検査が行われず、病床・救急医療が逼迫し、高齢者を中心に犠牲者の増加が懸念されている。この事態に対応するため、公的検査体制の強化・保健所体制の人員増を行うべきである。</p>	<p>検査については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から必要な方が検査を受けることができるよう、エビデンスや重症化リスクに応じて重点化することが重要であると考えており、国の方針等に基づき、重症化リスクが高い濃厚接触者や医療・介護施設の従事者などに重点化して、効果的、効率的に実施しているところ。今後とも、国の動向や感染状況等を踏まえながら、必要な方が検査を受けることができるよう、体制の充実に努めてまいります。 保健所の体制については、国内で新型コロナウイルス感染症が確認される前の令和元年度の353名から、令和4年度は373名と20名増員してきております。職員の増員のほか、引き続き業務の効率化、感染状況を踏まえた応援職員の配置などの対応を図ってまいります。</p>
<p>施策 4-1 地球温暖化対策の推進と自律分散型エネルギー社会の構築</p>	<p>家庭、事業者、交通機関など、それぞれが地球温暖化対策に積極的に取り組まれており、成果指標として「順調」と評価できることは、優れた結果と考えられる。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向け、引き続き、市民や事業者の皆様と一体となって、取り組みを進めてまいります。</p>
<p>施策 4-1 地球温暖化対策の推進と自律分散型エネルギー社会の構築</p>	<p>カーボンニュートラル実現に向けて、各企業においても早急な取り組みが求められているところであり、その方策としての省エネの促進はとても重要な政策である。 一方で、何から進めればいいのか、何から手をつけたらいいのかといった企業もまだまだ存在すると思われ、課題に記載のとおり「継続的な取り組みに対する支援が必要」と感じる。 現在の啓蒙普及や情報提供、計画書制度を引き続き実施すると共に、利用できる他の行政機関のサービス等も情報収集し、積極的に発信することでより多くの事業者の支援につながると考えており、外部リソースの積極的な活用もお願いしたい。</p>	<p>市ホームページ等における省エネ事例や補助・融資制度に関する情報提供を引き続き実施するとともに、内容の充実を図ってまいります。また、脱炭素に関するセミナーの開催など新たな施策にも取り組むことにより、脱炭素経営への転換を支援してまいります。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 4-1 地球温暖化対策の推進と自律分散型エネルギー社会の構築</p>	<p>福岡市の地球温暖化対策の目標「2040年度 温室効果ガス排出量 実質ゼロ」を踏まえると、当初設定した成果指標の目標値が低かったのではないかと懸念。また、本市の取り組みに限らず国の支援策等も含めて推進されてきた側面があることも鑑み、今後の施策の検討とよりスピード感をもって取り組むことが必要である。</p>	<p>今年度改定した「福岡市地球温暖化対策実行計画」において、2030年度における市域の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で国の削減目標よりも高い50%削減といたしました。 今後は、当該実行計画に基づく新たな施策も実施し、目標達成に向けて着実に取り組みを進めてまいります。</p>
<p>施策 4-1 地球温暖化対策の推進と自律分散型エネルギー社会の構築</p>	<p>「2040年度カーボンゼロ」を目指すことを明確にするため、基本計画と施策4-1の見直しが必要ではないかと懸念。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けては、基本計画に掲げる施策の方向性に沿って進めるとともに、令和4年8月に改定した「福岡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、同実行計画に掲げる「カーボンニュートラルを実装した都市」の実現に向けて、市民・事業者の皆様と一体となって、取り組みを進めてまいります。</p>
<p>施策 4-1 地球温暖化対策の推進と自律分散型エネルギー社会の構築</p>	<p>エネルギー消費量をどこまで減らすかの全体目標がない。地球温暖化対策実行計画の改定を反映させ、少なくとも2030年までに2013年比で市域のエネルギー消費量40%削減を目指すことを補完指標として位置付けるべきである。 「1世帯あたり」「1㎡あたり」など原単位あたりの成果指標については、福岡市環境審議会地球温暖化部会において、「単身世帯の増加が進んでおり、世帯だけではとらえられない質的な部分の評価ができない」「ポストコロナではノンオフィスのスタイルも普及していく可能性が高く建築物の用途が変わり、想定していたエネルギー消費とは異なる可能性がある」と指摘されている。成果指標は総量の削減にするべきである。</p>	<p>省エネに関する成果指標としましては、施策の効果をより的確に把握できることから、人口増加等の影響を受けない原単位当たりのエネルギー消費量の方が適切であると考えております。 そのため、エネルギー消費量の総量を成果指標とすることは考えておりませんが、「福岡市地球温暖化対策実行計画」の進捗管理のなかで引き続き把握してまいります。</p>
<p>施策 4-1 地球温暖化対策の推進と自律分散型エネルギー社会の構築</p>	<p>個別相談会の実施とともに「事業所省エネ計画書制度」の運用を位置づけているが、参加事業所は市内事業者約7万事業者に対して40件程度である。長野県では事業者の約6割が計画書を提出し、計画的なCO2排出削減に取り組んでいる。本市も他自治体に倣って取り組みを進めるべきである。</p>	<p>事業所におけるエネルギー使用量や二酸化炭素排出量等の実態調査を令和4年度に新たに行うこととしており、その調査結果を踏まえ、業務部門における二酸化炭素排出量削減につながる、より効果的な施策を検討してまいります。 なお、長野県では、国と同様に、年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所等が条例で計画書の提出義務を課されており、制度対象事業者の温室効果ガス排出量は産業・業務部門全体の約6割を占めておりますが、事業所数の割合で見ると制度対象事業者は全事業者のうち0.4%程度であると聞いております。</p>
<p>施策 4-1 地球温暖化対策の推進と自律分散型エネルギー社会の構築</p>	<p>電気自動車等購入補助件数が1,127件に留まっているのは、本市の補助事業が、電気自動車は10万円、プラグインハイブリッド自動車は5万円、燃料電池自動車は60万円と少額なためであり、補助額をもっと引き上げるべきである。 また、本市の全公用車の電気自動車化の目標を持ち、そのための抜本的な手立てを講じるべきである。</p>	<p>電気自動車等購入補助については、これまでも、補助枠や対象者、対象車種を拡大し制度の充実を図ってきたところです。 電気自動車等の普及拡大に向けて、補助のあり方については、引き続き検討してまいります。 また、庁用車の電気自動車化については、新規に導入または更新する時には、各車両の利用用途も踏まえ、EV、PHEV、FCVの優先的な導入を検討し、脱ガソリン車への切替を進めてまいります。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 4-1 地球温暖化対策の推進と自律分散型エネルギー社会の構築</p>	<p>道路照明灯や地下鉄駅照明にとどまらず、市営住宅の共用廊下灯については計画的にLED照明へ交換するべきである。</p>	<p>市営住宅の共用廊下の照明については、外壁改修と併せた工事や単独工事により、計画的にLED照明に交換しております。</p>
<p>施策 4-1 地球温暖化対策の推進と自律分散型エネルギー社会の構築</p>	<p>本市が電力小売事業者の電力構成や価格を分かりやすく情報提供することで、市民や事業者が再エネ由来の電力へ切替えしやすくする仕組みを作るべきである。また、市として、再エネ由来の電力小売事業を先進的な他都市に倣って行うべきである。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギー由来電力の利用率を高めることが重要であると認識しており、市民や事業者による同電力の利用拡大につながる情報発信のあり方などを検討してまいります。 なお、本市においては、再生可能エネルギー由来電力を提供できる小売電気事業者が複数存在していることから、市自らが小売電気事業に参画することは検討しておりません。</p>
<p>施策 4-1 地球温暖化対策の推進と自律分散型エネルギー社会の構築</p>	<p>年間新築戸建て住宅では、概ね3件に1件が太陽光発電を設置している水準で推移しており、引き続き既存住宅も対象にした積極的な導入を促進するべきである。そのために、建物ごとの発電量や購入電力の節電量、CO2削減量などを見える化し、投資判断を促すとともに、地域の事業者情報なども掲載して、太陽光発電に関する情報をワンストップで提供するべきである。また、一定の条件を満たす事業者を市が認定し、市民に身近な相談窓口として広く周知するなど、地場中小事業者による普及活動を支援するべきである。</p>	<p>既存住宅も対象として、太陽光発電による自家消費を推進する蓄電池等の住宅用エネルギーシステム導入に対する補助を行っており、引き続き、実施してまいります。 また、より効果的な情報発信を行うなど、太陽光発電のさらなる普及につながる取組みを検討してまいります。</p>
<p>施策 6-2 成長分野の企業や本社機能の立地の促進</p>	<p>企業の投資判断までには、多くの要因と時間を要することもあり、成果としてはこれからと考えられるが、クリエイティブ企業や外資系金融機関を含めた企業への積極的な働きかけが行われており、関係部署の努力が評価できる。</p>	<p>立地交付金制度や地方拠点強化税制等の活用、トップセールスによる情報発信や、国内外の経済団体等との連携強化により、本社機能や外国・外資系企業、クリエイティブ産業をはじめとした成長性が高い分野の企業誘致を推進してまいります。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 6-2 成長分野の企業や本社機能の立地の促進</p>	<p>成長分野・本社機能の進出企業数 50社/年 を9年連続で達成する見込みとすることで経済波及効果、雇用者数を見ても立派な成果だと思われる。</p> <p>一方で、課題に記載のとおり、都市間競争や国際間競争は今後も激化することが想定される。</p> <p>毎年これだけの企業に進出いただいているので、例えば、地元企業やベンチャー企業とのネットワークの構築支援や大学との共同研究の橋渡し支援等、進出後も継続的に企業に関与することで新たなビジネスの種まき、地域の活性化につながるなど、進出企業のメリットについても更にアピールできるのではないかと考えています。</p> <p>現在も様々な施策に取り組んでいると思うが、そうした成果も今後分かりやすく紹介していただきたい。</p>	<p>現在も進出企業に対し、要望に応じて、地元企業や大学などとの橋渡し支援などを行っております。産官学が一体となり、地域の活性化や事業機会の拡大につなげてまいります。</p>
<p>施策 6-2 成長分野の企業や本社機能の立地の促進</p>	<p>本社機能の進出企業数が累積ではなく毎年の増加数であることを明示し、累積も参考としてつけた方がより理解が進むのではないかと考えています。(雇用者数も同様)</p>	<p>進出企業数、雇用者数の累計値を報告書に追記いたしました。</p>
<p>施策 6-2 成長分野の企業や本社機能の立地の促進</p>	<p>成果指標①で示された年間50社以上の企業進出や雇用が創出されている一方で、実感がないというのが現状ではないかと考えています。この分野の成果指標については、福岡市経済にどれくらい影響しているか、あるいは貢献されているか、補完する指標が必要であると感じています。</p>	<p>福岡市経済への影響については、企業が立地交付金の認定申請時に提出する事業計画より経済波及効果を試算しております。</p> <p>令和3年度の経済波及効果は、約850億円を見込んでおります。</p>
<p>施策 6-2 成長分野の企業や本社機能の立地の促進</p>	<p>本市の経済対策・中小企業政策は「外から人・企業を呼び込む」という旧態依然のやり方や、急成長のベンチャー支援など特定の業種に重点化せず、地場の中小企業を支援し、地域経済を立て直す方向に改めるべきである。</p>	<p>中小企業施策については、令和4年4月に改定した「第2次 みんなで応援！ 中小企業元気都市プラン」に基づき、全庁的に推進しているところです。</p> <p>当該プランでは、「中小企業の経営基盤の強化と持続的発展の促進」として、融資、相談体制の充実など、中小企業の事業継続を支援するとともに、「多様で活力のある成長発展の促進」として、スタートアップや新事業創出への支援など、新しい価値の創造に向けたチャレンジを促進するとしております。加えて、「都市のプレゼンス向上による交流人口の拡大」として、企業誘致や観光・MICEの振興への取組みにより、交流人口を増加させ、域内経済の活性化を図ることとしております。</p> <p>今後とも、これらの施策を積極的に推進し、中小企業の支援に努めてまいります。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 8-1 都市の活力を牽引する 都心部の機能強化</p>	<p>コロナ禍にあって、人流などの減少は避けられないが、都心部の再開発は目に見える形で進展しており、またイベントの開催件数の増加など、都市の活力を牽引する都市部の機能強化について、高く評価できる。</p>	<p>引き続き、都心部の核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロントの3地区について、それぞれの都市機能を高めるなど、魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。</p>
<p>施策 8-1 都市の活力を牽引する 都心部の機能強化</p>	<p>天神・博多エリアの都心部の機能強化については、防災や渋滞対策など、その時々課題を捉えて対策を付加しながら取り組んでいるものと思われるが、ターゲットとしているエリア内での対策に留まっているように感じる。都心部の課題は、その周辺エリアや市内全域から都心部に集中している交通網など、周辺部の課題と密接に関連していることを踏まえつつ、今後の施策を検討することが必要である。</p> <p>都心部のまちづくりにあたっては、全市的に取り組む必要のある温暖化対策や、観光MICEをはじめとした市内産業の活性化と経済対策、アフターコロナにおける福岡市のポテンシャルの維持など、様々な影響が及ぶものであり、事業内容や成果指標を含め、見直す必要があるのではないかと考える。</p>	<p>第3次産業が9割を占める福岡市が持続的に発展していくためには、広域交通拠点が近接し、従業員や小売額が都市圏全体の約3割を占め、住む人、働く人、訪れる人にとって大事な場所となっている都心部において、その機能強化や魅力あるまちづくりを進めることが、重要と考えております。</p> <p>交通対策については、全市的に公共交通ネットワークの強化や利用促進、通過交通の分散に取り組んでおります。また、都心部では、周辺部からの自動車流入に伴う道路交通混雑の緩和や都心拠点間の交通ネットワークの強化を図るため、都心循環BRTやフリンジパーキングなどを進め、マイカーから公共交通への転換や自動車交通の削減・抑制に取り組んでおります。</p> <p>温暖化対策等については、全市的な取組みを所管する関係部局とも連携を図るとともに、建替えのタイミングを捉えながら、環境負荷の低減を図る施設整備を誘導するなど、適切に対応しながら、都心部のまちづくりに取り組んでまいります。</p>
<p>施策 8-1 都市の活力を牽引する 都心部の機能強化</p>	<p>天神ビッグバンや博多コネクティッドは、多額の税金投入、特定企業への不当な優遇などを行うものである。市民や零細企業には何の恩恵もなく、コロナ禍に伴う業績悪化やテレワークの普及でオフィスを縮小する企業が増えている。天神・博多駅地域でのオフィス空室率は上昇し続けており、回復のめどは立っていない。不要不急の大型開発を進める天神ビッグバンや博多コネクティッドは中止するべきである。</p> <p>また、天神通線整備事業は天神ビッグバンと一体の開発計画であり、延伸はやめるべきである。</p>	<p>都心部については、更新期を迎え、耐震性やセキュリティに課題を抱えているビルが多く残っており、それらを耐震性の高い先進的なビルへ建替えを誘導し、都市の安全性の向上を図ることが必要と考えております。</p> <p>現在、天神ビッグバンや博多コネクティッドなどによって、多くの建替えプロジェクトが進行しており、引き続き、民間投資を喚起することで、より国際競争力が高く、安全安心で環境にも配慮した魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。</p> <p>また、天神通線については、都心部における幹線道路ネットワーク構築の観点から必要不可欠な都市交通基盤であり、沿道のまちづくりと一体となって進めてまいります。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
<p>施策 8-1 都市の活力を牽引する 都心部の機能強化</p>	<p>ウォーターフロント再整備計画は、新型コロナウイルス感染症の影響による計画の大幅な縮小を打ち出しているが、これは中央ふ頭北側について見直すだけである。コロナによるパンデミックが収束しても単純に元の状態に回復することはなく、観光のあり方や働き方をはじめ、すべてが大きく様変わりすることは明らかである。特に「外需頼み」「インバウンド頼み」の呼び込み型経済政策の脆弱さが浮き彫りとなり、地域の中小企業や市民の家計を応援する経済政策に切り替える必要性が鮮明になっているため、ウォーターフロント開発計画は中止するべきである。</p>	<p>第3次産業が9割を占める福岡市が持続的に発展していくためには、都市機能の強化と魅力あるまちづくりを進めることが、重要と考えております。</p> <p>都心部においては、核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロントの3地区について、それぞれの都市機能を高めるなど、魅力あるまちづくりに取り組んでいるところです。</p> <p>ウォーターフロント地区については、ふ頭基部において、「オール・イン・ワン」のMICE拠点の形成、賑わいや憩い空間の創出など、引き続き、市民や来街者が楽しめる魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。</p>
<p>施策 8-1 都市の活力を牽引する 都心部の機能強化</p>	<p>国際金融都市は経済の金融化・バブル化を進め、実体経済の衰退、富裕層への富の集中、格差の拡大を招く。国際金融都市の誘致はやめるべきである。</p>	<p>国際金融都市については、これまで進めてきた本社機能や外資系企業などの誘致、スタートアップ都市づくりを加速させるものであり、今後ともグローバルな人材が活躍し、継続的にイノベーションが生まれる、国際都市を目指してチャレンジしてまいります。</p>
<p>地方創生関連 交付金事業</p>	<p>エンジニアフレンドリーシティ福岡の推進については、KPIとしての関連従業員数も未公表であり、概要と成果についての限られた情報で判断ができない。</p>	<p>KPIとしての関連従業員数については、経済センサスの調査結果に基づいており、今後結果が公表されるタイミングで適切に公表してまいります。</p> <p>エンジニアフレンドリーシティ福岡の推進については、エンジニアが集まる、活躍する、成長する街を目指しており、KPIとして、本事業の象徴であるエンジニアカフェ(赤煉瓦文化館)の相談件数や入館者数を設定しております。新型コロナウイルス感染症下において、入館者数が減りつつも、相談件数増となっていることについては、事業として順調に推移していると認識しております。</p>
<p>地方創生関連 交付金事業</p>	<p>Society5.0を支えるAIエンジニア支援については、ほぼ目標通りの研修が開催され、215名が研修を修了しながら、AI事業に従事した割合は、目標を大きく下回る結果となっている。育成から紹介事業の必要性などの見直しが必要ではないか。</p>	<p>AI関連業務に従事した人の割合については、初年度である令和2年度において10%を目標としていたところ、令和3年12月頃の調査により、8%の従事率という結果となり、概ね達成したと認識しています。令和3年度においても10%を目標として設定していますが、実績は今後調査予定としております。</p> <p>当該KPIについては、受講者が研修終了後、一定期間を経てAI関連業務に従事することを考慮して調査を行うこととしており、令和3年度の達成率については、令和4年12月頃に調査予定です。</p>
<p>地方創生関連 交付金事業</p>	<p>国際金融都市としての地位向上による地域活力推進事業については、経済波及効果も雇用者数も、目標を大きく上回っているようだが、詳細がわからない。</p>	<p>経済波及効果及び雇用者数の目標は、福岡市産業連関表や過去に立地した資産運用会社の実績等をもとに設定しています。令和3年度の実績については、国際金融機能誘致の取組みによる立地企業6社の常用雇用者数と、福岡市産業連関表を用いて測定した経済波及効果としております。</p>

関係施策	意見要旨	対応の方向性
地方創生関連 交付金事業	<p>国際金融機能誘致の取組みは、令和2年9月に「国際金融機能誘致 TEAM FUKUOKA」を設立して以降、県、福岡市ともにチームの一員としてこの活動に取り組んでいるところである。引き続き、それぞれの強みを活かした活動を行うとともに、プロモーション活動や政府への働き掛けなど、しっかりと連携しながら取り組む必要がある。</p>	<p>国際金融機能誘致の取組みは、「国際金融機能誘致 TEAM FUKUOKA」を設立して以降、チームの一員としてこの活動に取り組んでおり、引き続き、産学官のオール福岡でしっかりと連携しながら取り組んでまいります。</p>
地方創生関連 交付金事業	<p>福岡市生涯活躍のまち推進事業については、目標を大きく上回っているようだが、詳細がわからない。</p>	<p>感染症拡大防止のため収容数の制限などが長引くことなどを考慮した目標値設定としておりましたが、就業などの活動に対する市民の関心が思いのほか高かったことや、健康づくり事業の一部をオンライン参加も可能としたことなどから、参加者が増え、目標値を大きく上回るようになったと考えています。</p>